

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第17号

制 定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成18年	4月	4日
一部改正	平成19年	3月	30日
一部改正	平成21年	3月	24日
一部改正	平成21年	6月	1日
一部改正	平成23年	3月	30日
一部改正	平成25年	2月	27日
一部改正	平成26年	3月	31日
一部改正	平成27年	3月	26日
一部改正	平成28年	4月	26日
一部改正	平成30年	1月	31日
一部改正	平成31年	2月	28日
一部改正	令和2年	2月	27日
一部改正	令和5年	3月	28日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定並びに独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）教職員就業規則（機構規則第6号。以下「教職員就業規則」という。）第65条及び独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（機構規則第7号。以下「船員就業規則」という。）第73条の規定に基づき、機構の教職員（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号）の適用を受ける教職員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規則による退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、教職員が次の各号の一に該当する場合には退職手当は支給しない。

- 一 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（教職員就業規則第20条第四号及び第26条第二号又は船員就業規則第21条第四号及び第27条第二号に規定する場合を除く。）
- 二 教職員就業規則第46条第五号又は船員就業規則第50条第五号の規定により懲戒解雇された場合
- 三 教職員就業規則第25条又は船員就業規則第26条の規定により解雇された者
- 四 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「給与

規則」という。)第40条第1項の規定の適用を受けた者

- 2 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員(教職員就業規則第24条第1項又は船員就業規則第25条第1項の規定により再雇用された教職員を除く。)となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。
- 3 退職し、又は解雇された教職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職し、又は解雇された教職員の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)中の行為に関し、懲戒による解雇を受ける事由その他これに相当すると認められる事由が明らかになったときは、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(退職手当の額)

第2条の2 退職した教職員に対する退職手当の額は、次条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(諭旨解雇の時の退職手当の額)

- 第2条の3** 教職員就業規則第46条第四号又は船員就業規則第50条第四号の規定による退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、第2条の2に基づく支給額の3分の2以内の額とする。
- 2 教職員就業規則第46条第四号又は船員就業規則第50条第四号の規定による退職願の提出を勧告し、これに応じない場合の退職手当の支給額は、第2条の2に基づく支給額の2分の1以内の額とする。

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額(以下「退職日本給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80

三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後定年退職等の場合の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 教職員就業規則第20条第二号又は船員就業規則第21条第二号の規定により退職した者（教職員就業規則第23条第1項若しくは船員就業規則第24条第1項の期限又は教職員就業規則第23条第2項及び第3項若しくは船員就業規則第24条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

二 第13条の2第5項に定める認定により退職した者

三 教職員就業規則第20条第五号又は船員就業規則第21条第五号の規定により退職した者

四 教職員就業規則第26条第三号又は船員就業規則第27条第三号の規定により退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続し通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職した者、11年以上25年未満の期間勤続し死亡（業務上の事由による死亡を除く。）により退職した者又は11年以上25年未満の期間勤続し定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(定年退職等の場合の退職手当)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 25年以上勤続し教職員就業規則第20条第二号又は船員就業規則第21条第二号の規定により退職した者（教職員就業規則第23条第1項若しくは船員就業規則第24条第1項の期限又は教職員就業規則第23条第2項及び第3項若しくは船員就業規則第24条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む）

二 25年以上勤続し第13条の2第5項に定める認定により退職した者

三 25年以上勤続し教職員就業規則第20条第五号又は船員就業規則第21条第五号の規定により退職した者

四 業務上の事由による傷病若しくは死亡により退職した者

五 教職員就業規則第26条第三号又は船員就業規則第27条第三号の規定により退職した者

した者で理事長が特に認める事由によるもの

- 2 前項の規定は、25年以上勤続し通勤による傷病により退職した者、25年以上勤続し死亡により退職した者又は25年以上勤続し定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（本給月額の減給改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定（本給月額を改定する給与規則が施行された場合、又はこれに準ずる給与細則もしくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該規則又は給与細則もしくは給与の支給基準による改定により当該改定前に受けていた本給月額が減額される場合をいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額された事がある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規則その他規則の規定、又は法令により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第1項に規定する国家公務員等若しくは第11条第1項に規定する国立大学法人等の教職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第2条第1項第二号、第三号及び同条第3項に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に教職員、国家公務員等又は国立大学法人等の教職員とな

ったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- 一 教職員としての引き続いた在職期間
- 二 第10条第1項の規定により再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等として引き続いた在職期間
- 三 第10条第2項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第11条第2項の規定により教職員として引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の職員として引き続いた在職期間
- 五 第12条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間
- 六 その他前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2。ただし、退職日本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあつては、100分の2を超えない範囲内で別に定める割合)乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第一号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に

		相当する年数が1年である教職員にあっては、100分の2。ただし、特定減額前本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあっては100分の2を超えない範囲内で別に定める割合) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第 二号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあっては、100分の2。ただし、特定減額前本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあっては、100分の2を超えない範囲内で別に定める割合) を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第 二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当支給率の調整)

- 第7条** 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第3条から第6条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 2 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られた額とする。
- 4 42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、その者が第

5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られた額とする。

(退職手当の最高限度額)

第8条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前本給月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2。ただし、退職日本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあつては、100分の2を超えない範囲内で別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条の2	第5条の2第一項の	第6条の規定により読み替えて適用す

		る第5条の2第1項の
	同項第二号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条の2第一号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定号減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあっては、100分の2。ただし、退職日本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあっては、100分の2を超えない範囲内で別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
第8条の2第二号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定号減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあっては、100分の2。ただし、特定減額前本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあっては、100分の2を超えない範囲内で別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第二号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第二号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日

		におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2。ただし、特定減額前本給月額が指定職員本給表1号給に相当する額以上である教職員にあつては、100分の2を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた別表第1に掲げる教職員の区分に応じて当該別表第1に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。この場合において、別表第1に掲げる各教職員の区分は、職種の職制上の段階、職務の級、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、定めるものとする。

2 退職した者の基礎在職期間の各月に教職員就業規則第16条又は船員就業規則第17条の規定による休職(業務上の事由による傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)の期間若しくは教職員就業規則第46条第三号又は船員就業規則第50条第三号の規定による停職の期間若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の育児休業等に関する規則(機構規則第19号。以下「育児休業規則」という。)により育児休業をした期間、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の介護休業等に関する規則(機構規則第20号。以下「介護休業規則」という。))により介護休業をした期間、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の自己啓発等休業に関する規則により自己啓発等休業をした期間又は独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の配偶者同行休業に関する規則(機構規則第131号。以下「配偶者同行休業規則」という。)により配偶者同行休業をした期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)があるときは、次の各号に定める月数を前項に規定する退職手当の調整額の算定対象から除く。

一 配偶者同行休業規則による配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等

二 育児休業規則による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は介護休業規則により介護休業をした期間のあった休職月等 退職した者が属していた別表第1に掲げる教職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3

分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等，退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月数等がない休職月数等にあつては当該休職月等

- 三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた教職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等，退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 3 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第二号から第六号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における本条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める教職員として在職していた者とみなす。
 - 一 教職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該教職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員又は当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員
 - 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員
- 4 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに別表第一に掲げるその者の当該各月における区分に対応する教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において当該表の2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する教職員の区分に属していたものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。
- 6 第4項（第3項の規定により見なして適用する場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。
- 7 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 8 本条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
 - 一 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0円である

- 者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- 二 その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として教職員就業規則第46条又は船員就業規則第50条の規定による懲戒（懲戒解雇を除く）を受けたもの。

（退職手当の額に係る特例）

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規則に規定する本給及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から、退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、それらの期間の2分の1に相当する期間（育児休業規則により育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）にあってはその期間の3分の1に相当する期間）（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 5 第2条第1項第一号に規定する場合の勤続期間については、前項の規定にかかわらず、その者が教職員となった日から退職した日の前日までの全月数による。
- 6 第4項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第10条 教職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国若しくは行政執行法人（独

立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)若しくは、地方公共団体(退職手当に関する条例において、教職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、教職員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての在職期間に通算されることと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(第11条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び教職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する教職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規定による退職手当は支給しない。
- 5 教職員を国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に掲げる法人の業務に従事させるための休職の期間は、第9条第3項の規定に関わらず教職員の引き続きいた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、理事長が別に定める場合においては、この限りではない。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

- 第11条** 教職員が引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構(同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。)(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員となり、その者の職員としての在職期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当(これに相当する給付を含む)に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての在職期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 2 第9条第1項に規定する教職員としての引き続きいた在職期間には、他の国立大学法人等の役職員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の役職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

- 第12条** 教職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 2 第9条に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用する。

(役員の有する職員の退職手当の額の特例)

- 第13条** 引き続いた役員の間を有する教職員の退職手当の額は第3条から第8条の5までの規定にかかわらず、当該教職員に係る役員の有する在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(定年前に退職する意思を有する教職員の募集等)

- 第13条の2** 理事長は、教職員の年齢構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の年齢である教職員を対象として、定年前に退職する意思を有する教職員の募集を行うことができる。
- 2 理事長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の教職員は、募集の期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取り下げを行うことができる。
- 一 期間を定めて雇用されている教職員
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 教職員就業規則第47条又は船員就業規則第51条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分として別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取り下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであって、理事長は教職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 理事長は、応募をした教職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、理事長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認

定をしないことができる。

- 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後教職員就業規則第47条又は船員就業規則第51条の規定による懲戒処分（第3項第三号括弧書に規定する「別に定める処分」を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが不適当と認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定しない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 理事長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定した旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第15条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 教職員を故意に死亡させた者
- 二 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

- 第16条** 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項及び第15条第2項において同じ。）された場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は、支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支払)

- 第17条** この規則の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。
- 2 この規則の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の返納)

- 第18条** 退職手当の支給をした後において、退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、若しくは基礎在職期間中の行為に関し懲戒による解雇を受ける事由その他これに相当すると認められる事由が明らかになったときは、理事長は、退職手当を支給された者（相続人を含む。）に対し、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。
- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(解雇された者の取扱い)

- 第19条** 教職員就業規則第25条、第26条及び第46条又は船員就業規則第26条、第27条及び第50条の規定により解雇された教職員の退職手当については、前条までの規定に準じて取り扱う。

(雑則)

- 第20条** この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成16年4月1日制定）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）（以下「機構法」という。）附則第3条の規定により機構の教職員になった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する職員（職員とみなされる者を含む。）として引き続いた在職期間を機構の教職員としての在職期間とみなす。
- 3 前項の教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規定による退職手当は、支給しない。
- 4 機構の成立前の国立高等専門学校（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて機構法附則第3条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規定による退職手当は、支給しない。
- 6 機構法附則第5条第4項に規定する退職があった場合は、同項の定めるところにより、退職手当を支給する。
- 7 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間におけるこの規則の適用については、第7条第1項中「当分の間」とあるのは「当分の間、次条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条第2項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」とする。
- 8 退職した者の基礎在職期間中に本給月額が減額改定（平成18年3月31日以前に行われたものを除く。）によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この規則の規定による本給月額には、当該差額を含まないものとする。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則（以下、「新規則」という）の規定による退職手当の支給を受ける事となる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつその者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則（以下、「旧規則」という。）第3条から第8条までの規定で計算した退職手当の額が、新規則第2条の3から第8条の5までの規定により計算した退職手当の額（以下、「新規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 施行日の前日及び施行日において教職員として在職していた者 施行日

二 教職員として在職した後、施行日以後に引き続いて新規則第10条第1項に規定する国家公務員等もしくは独立行政法人国立高等専門学校機構の役員又は新規則第11条第1項に規定する国立大学法人等の教職員となった者で、国家公務員等若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構の役員又は国立大学法人等の教職員となった日前の期間に、新制度適用教職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該国家公務員等若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構の役員又は国立大学法人等の教職員となった日

三 施行日の前日に国家公務員等若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構の役員又は国立大学法人等の教職員として在職していた者のうち教職員から引き続いて国家公務員等若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構の役員又は国立大学法人等の教職員として在職した後引き続いて教職員となった者 施行日

3 前項第三号に掲げる者が新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第一項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額」とする。

第3条 教職員が新制度切替日（前条第2項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用教職員として退職した場合において、その者についての新規則退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして、旧規則第3条から第8条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規則退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少な

い額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

イ 新規則第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

二 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

イ 新規則第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

イ 新規則第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

2 第2条第2項第三号に掲げる者が新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた本給月額」とあるのは「受けていた本給月額に相当する額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規則第5条の2の規定の適用については、同項第1項中「基礎在職期間」とあるのは「基礎在職期間（新規則附則第2条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

2 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以降の期間に、新制度適用教職員以外の教職員として在職期間が含まれるものに対する新規則第5条の2の規定の適用については、その者が新制度適用教職員以外の教職員として受けた本給月額は、同条第1項に規定する本給月額には該当しないものとみなす。

第5条 新規則第8条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、同条第1項中「その者の基礎在職期間（）」とあるのは「平成8年4月1日以後のその者の在職期間（）」と、同条第2項中「基礎在職期間」とあるのは「平成8年4月1日以降の基礎在職期間」と読み替えるものとする。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 施行日の前日までに支給された退職手当の支給及び返納の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月1日一部改正）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日一部改正）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

（附則の改正）

第2条 附則（平成18年4月4日一部改正）第2条第1項中「退職手当の額が、」とあるのは「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規則第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規則第7条第1項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、」とする。

（退職手当に関する経過措置）

第3条 第7条の規定の適用にあつては、次の各号に掲げる期間においては、同条第1項中「100分の87」とあるのは、当該各号に定める割合とする。

一 施行日から平成25年9月30日まで 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ定める割合

イ ロ以外の教職員 100分の98

ロ 平成25年3月31日に教職員就業規則第20条第二号又は船員就業規則第21条第二号の規定により退職した教職員（平成25年4月1日に教職員就業規則第24条第1項又は船員就業規則第25条第1項の規定により採用される教職員を除く。）（次条において「平成24年度定年退職者で再雇用されない教職員」という。）
100分の100

二 平成25年10月1日から平成26年6月30日まで 100分の92

（附則の経過措置）

第4条 この規則改正後の附則（平成18年4月4日）一部改正第2条第1項の適用にあ

っては、次の表の「期間及び教職員」欄に掲げる期間においては、同項中「100分の87」とあるのは、それぞれ同表の「100分の87」欄に定める割合、同項中「104分の87」とあるのは、それぞれ同表の「104分の87」欄に定める割合とする。

期間及び教職員	100分の87	104分の87
施行日から平成25年9月30日まで（平成24年度定年退職者で再雇用されない教職員を除く。）	100分の98	104分の98
施行日から平成25年9月30日まで（平成24年度定年退職者で再雇用されない教職員に限る。）	100分の100	104分の100
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の92	104分の92

附 則（平成26年3月31日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日一部改正）

この規則は、平成28年4月26日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月31日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

（附則の改正）

2 附則（平成18年4月4日一部改正）第2条第1項中「退職手当の額が、」とあるのは「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規則第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規則第7条第1項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、」とする。

附 則（平成31年2月28日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（第4条第1項の適用に関する経過措置）

2 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者（校長及び期間を定めて雇用する常勤の教職員の範囲に関する規則（機構規則第74号。以下同じ。）の適用を受ける教職員を除く。）であって、60歳（教員（教員である船員を含む。）にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第2項（令和5年3月28日一部改正）」とする。

（第5条第1項の適用に関する経過措置）

3 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者（校長及び期間を定めて雇用する常勤の教職員の範囲に関する規則の適用を受ける教職員を除く。）であって、60歳（教員（教員である船員を含む。）にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第3項（令和5年3月28日一部改正）」とする。

（給与規則附則（令和5年3月28日一部改正）第2項による教職員の本給月額の改定の取扱い）

4 給与規則附則（令和5年3月28日一部改正）第2項による教職員の本給月額の改定は、本給月額の減額改定に該当しないものとする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置）

5 当分の間、教職員（校長を除く。）に対する第4条第1項第二号及び第5条第1項第二号に掲げる者に対する第6条及び第8条の3の規定の適用については、第6条並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第一号の項及び第8条の2第二号の項中「定年」とあるのは、「60歳（教員（教員である船員を含む。）にあつては、63歳）」とする。

平成18年4月以降

区分		一般職員(一)			一般職員(二)			教育職員			海事職員(一)			海事職員(二)			医療職員(一) (栄養士)			医療職員(二) (看護師等)			指定職員		
		級	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算		
1	95,400円																								
2	78,750円																				3以下				
3	70,400円	10																							
4	65,000円	9				(5)	校長	(20)	(7)	I種	20														
5	59,550円	8				(4)	教務主事等	(20)	(7)	上記以外の者	20														
6	54,150円	7				(4)	役職加算15%のうち学科長・専攻科長の者	(15)	(6)	II種以上	15				8		15	7				15			
7	43,350円	6				(4)	上記以外の者	(15)	(6)	上記以外の者	15				7及び6		15	6				15			
8	32,500円	5	(5)	総括的業務を行う長	10	(3)	役職加算10%のうち学生もしくは寮務主事の者	(10)	5		10	(6)	—	10	(5)	IV種以上	10	5				10			
9	27,100円	4	(5)	上記以外の者	10	(3)	上記以外の者	(10)	4		10	(6)	上記以外の者	10	(5)	上記以外の者	10	4				10			
10	21,700円	3	4		5				3		5	5		5	4		5	3				5			
			(3)	在職期間が120月を越える者	(5)	(2)	役職加算5%	(5)					4		5	(2)	—	(5)	(2)	在職期間が360月を越える者	(5)				
11	0	2	(3)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者		2			3			(2)	上記以外の者	(5)	(2)	上記以外の者	(5)					
			2			(1)				1			2			1			1						